


令和5年5月8日

イベント主催者様 各位

 株式会社 エムウェーブ

新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけ変更 に関する対応について

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日をもって感染症法における位置づけが2類から5類へと変更されることから、施設貸出し時の対応を以下のとおりといたします。長野市オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）を利用される主催者様におかれましては、引き続き感染症拡大防止ご協力くださるようお願いいたします。

また、今後更に対応を変更する場合は公式ウェブサイト等でお知らせいたします。

1. 施設収容人数に対する上限基準は廃止されますので、お客様は弊社が定める定員数まで入場いただくことができます。
2. 行政機関から一律の感染対策を求められることはなくなりますが、公共施設の管理者として次のとおり基準を定めますので対策をお取りいただくようお願いいたします。
 - (1) 施設入場時の「体温測定」については、可能な限り実施し来場されたお客様の体温が37.5度以上の場合は入場をご遠慮いただくこと。
 - ご要望に応じてサーマルカメラの貸出しが可能です（有料）。ご相談ください。
 - (2) 主催者様及びお客様の「マスク着用」については、個人の判断に委ねること。
 - ※本人の意思に反して着脱を強制しないようご注意ください。
 - マスクの販売取扱いを行っておりますので必要な場合はお声がけください。
 - (3) 「手洗い及び手指消毒」については、感染症対策として可能な限り実施いただくこと。
 - 会場内に消毒用アルコール等を設置する場合は主催者様によりご手配ください。

【施設の取り組み】

- ・従業員の検温、お客様対応時のマスク着用、手指消毒の励行
- ・ドアノブや貸出し備品（机、イス等）の定期的な消毒実施
- ・外気取り込みによる空調・換気の実施